

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	令和5年4月24日	65,480円	足立区新田 在住者	令和5年2月8日、相手方が新田さくら公園を歩行中、同公園に設置されているバイク侵入防止チェーンにつまずいて転倒し、衣類等物品の損傷及び腰椎損傷、頸椎損傷、左肘挫傷の傷害を与えた。
2	令和5年4月24日	98,708円	足立区西加 平在住者	令和5年3月12日、足立区立中学校に在籍する生徒が、部活動の練習試合を行うため、足立区大谷田2丁目付近の路上を当該

				<p>中学校の教員に引率され自転車で走行していたところ、T字路を右折する際、相手方が所有する車両の左側面に接触し、破損させた。</p>
3	令和5年5月1日	<p>総額113,590円（各相手方の決定額は内訳書のとおり）</p>	<p>足立区西竹の塚在住者ほか1人</p>	<p>足立区画街路第14号線排水施設等整備工事において発生した地盤変動や振動により、相手方の工作物に損害を与えた。</p>

相手方別損害賠償額決定内訳書

	相手方	決定額
1	足立区西竹の塚在住者	28,289 円
2	足立区東伊興在住者	85,301 円